

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称

改正対象

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編及び C 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章 3-2 規則及び 3-11 規則では、それぞれ IMO 決議 MSC.215(82) 及び MSC.288(87)として保護塗装の性能基準を規定しており、保護塗装の性能基準に関する塗装検査員資格の一つとして NACE 塗装検査員レベル 2 (NACE Coating Inspector Level 2) を要求している。本会は、これらの要件を鋼船規則 B 編及び関連検査要領等に取り入れている。

資格認定を行っている NACE International は 2021 年 1 月に組織名を AMPP (The Association for Materials Protection and Performance) に改め、併せて塗装検査員資格の名称が AMPP 認定塗装検査員 (AMPP Certified Coatings Inspector) に改められた。

2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会 (MSC108) において塗装検査員資格の名称を改める改正が決議 MSC.557(108)及び MSC.558(108)として採択された。

IACS では、塗装検査員資格の名称を改める改正に加えて、塗装テクニカルファイルに含めることが推奨されている製品安全データシート (MSDS) の別称である安全データシート (SDS) を追加する IACS 統一解釈 SC259(Rev.1 Corr.2)が 2024 年 10 月に採択された。

このため、決議 MSC.557(108)及び MSC.558(108)並びに IACS 統一解釈 SC259(Rev.1 Corr.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 塗装検査員の資格に関する要件を改める。
- (2) 製品安全データシート (MSDS) の別称として、安全データシート (SDS) を追加する。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

ID: DX24-12

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考								
鋼船規則 B 編 船級検査 2 章 登録検査 表 B2.10 検査 – ペイント工事 <table><tr><th>検査対象</th><th>満足すべき事項</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>3 塗装検査員の資格</td><td>(1) 塗装検査員の資格が、次の(a)から(c)に掲げる資格であること。 (a) NACE 塗装検査員 Level 2AMPP 認定塗装検査員 (b) FROSIO 検査員 Level III (c) 本会が前(a)又は(b)と同等と認める資格</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 注 *1：「テクニカルデータシート」とは、塗装とその塗布に関する詳細な技術的指示及び情報を記載した塗料メーカーの製品データシートをいう。		検査対象	満足すべき事項	(省略)		3 塗装検査員の資格	(1) 塗装検査員の資格が、次の(a)から(c)に掲げる資格であること。 (a) NACE 塗装検査員 Level 2 AMPP 認定塗装検査員 (b) FROSIO 検査員 Level III (c) 本会が前(a)又は(b)と同等と認める資格	(省略)		MSC.557(108) MSC.558(108)
検査対象	満足すべき事項									
(省略)										
3 塗装検査員の資格	(1) 塗装検査員の資格が、次の(a)から(c)に掲げる資格であること。 (a) NACE 塗装検査員 Level 2 AMPP 認定塗装検査員 (b) FROSIO 検査員 Level III (c) 本会が前(a)又は(b)と同等と認める資格									
(省略)										

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査 B3.2.1 書類及び図書の確認 -3. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 11 項にいう保守及び補修の記録は, <i>MSC.1/Circ.1330/Rev.1 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings”</i> 又は <i>MSC.1/Circ.1399/Rev.1 “Guidelines on procedures for in-service maintenance and repair of coating systems for cargo oil tanks of crude oil tankers”</i> に基づくこと。	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査 B3.2.1 書類及び図書の確認 -3. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 第 11 項にいう保守及び補修の記録は, <i>MSC.1/Circ.1330 “Guidelines for maintenance and repair of protective coatings”</i> 又は <i>MSC.1/Circ.1399 “Guidelines on procedures for in-service maintenance and repair of coating systems for cargo oil tanks of crude oil tankers”</i> に基づくこと。	
この改正は附則 A による		

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通 付録 C6貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準仮訳 (決議 MSC.288(87)及び IACS 統一解釈 SC259) 原油タンカーの貨物油タンクに対する塗装性能基準 (省略) 3 一般原則 3.4.2 建造段階 .7 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法* (備考) * : <i>MSC.1/Circ.1399/Rev.1</i> を参照すること。 3.5 健康及び安全 造船所は、人の健康及び安全を確保し、火災及び爆発の危険性を最小限にするために国内法規に従うこと。 *****	鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通 付録 C6貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準仮訳 (決議 MSC.288(87)及び IACS 統一解釈 SC259) 原油タンカーの貨物油タンクに対する塗装性能基準 (省略) 3 一般原則 3.4.2 建造段階 .7 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法* (備考) * : <i>MSC.1/Circ.1399</i> を参照すること。 3.5 健康及び安全 造船所は、人の健康及び安全を確保し、火災及び爆発の危険性を最小限にするために国内法規に従うこと。 *****	

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

[illegible]

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考
ること。 (省略) ***** 6 塗装検査要件 6.1 総則 6.1.1 本基準への適合を確実にするため、<u>AMPP 認定塗装検査員</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は主管庁により同等と検証された資格を有する塗装検査員により、次に掲げる事項が行われること。 (省略) ***** 統一解釈 塗装検査員資格の評価に関する手順 1. PSPC-COT 6 に従って検査を行うことが要求される塗装検査員は、<u>AMPP 認定塗装検査員</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有すること。同等の資格とは、3 の規定による。 2. 一方、塗装検査員としての経験を少なくとも 2 年有する塗装検査員であって、<u>AMPP 認定塗装検査員</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有する者のみが、手順を作成及び／又は認定することができ、また、不適合に対する是正処置を決定することができる。 3. 同等の資格 3.1 同等の資格とは、承認されたコースに合格したとコースの講師により決定されたものをいう。 3.1.1 コースの講師は、塗装検査員としての経験を少なくとも 2 年有する塗装検査員であって、<u>AMPP</u>	(省略) ***** 6 塗装検査要件 6.1 総則 6.1.1 本基準への適合を確実にするため、<u>NACE 塗装検査員 Level 2</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は主管庁により同等と検証された資格を有する塗装検査員により、次に掲げる事項が行われること。 (省略) ***** 統一解釈 塗装検査員資格の評価に関する手順 1. PSPC-COT 6 に従って検査を行うことが要求される塗装検査員は、<u>NACE 塗装検査員 Level 2</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有すること。同等の資格とは、3 の規定による。 2. 一方、塗装検査員としての経験を少なくとも 2 年有する塗装検査員であって、<u>NACE 塗装検査員 Level 2</u>、FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有する者のみが、手順を作成及び／又は認定することができ、また、不適合に対する是正処置を決定することができる。 3. 同等の資格 3.1 同等の資格とは、承認されたコースに合格したとコースの講師により決定されたものをいう。 3.1.1 コースの講師は、塗装検査員としての経験を少なくとも 2 年有する塗装検査員であって、<u>NACE</u>	MSC.558(108) UI SC259 (Rev.1 Corr.2) Page 19/23 UI SC259 (Rev.1 Corr.2) Page 19/23 UI SC259 (Rev.1 Corr.2) Page 19/23 UI SC259 (Rev.1 Corr.2)

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考
認定塗装検査員, FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有する者であること。 3.1.2 承認されたコース：コースは、以下を含む PSPC に関連する講義項目であること： ・ 健康環境及び安全 ・ 腐食 ・ 材料及び設計 ・ PSPC において参照されている国際規格 ・ 硬化の仕組み ・ 検査員の役割 ・ 試験計器 ・ 検査手順 ・ 塗装仕様 ・ 施工手順 ・ 塗装不具合 ・ 工事前会議 ・ MSDS (又は SDS) 及び製品データシートの審査 (省略) *****	塗装検査員 Level 2, FROSIO 検査員 Level III 又は同等の資格を有する者であること。 3.1.2 承認されたコース：コースは、以下を含む PSPC に関連する講義項目であること： ・ 健康環境及び安全 ・ 腐食 ・ 材料及び設計 ・ PSPC において参照されている国際規格 ・ 硬化の仕組み ・ 検査員の役割 ・ 試験計器 ・ 検査手順 ・ 塗装仕様 ・ 施工手順 ・ 塗装不具合 ・ 工事前会議 ・ MSDS 及び製品データシートの審査 (省略) *****	Page 19/23 UI SC259 (Rev.1 Corr.2) Page 2023
この改正は附則 B による		

「塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A 1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 B 1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。 2. 全面改正された鋼船規則検査要領 C 編（2022 年 7 月 1 日 達 第 46 号）前の鋼船規則検査要領 C 編（以下、検査要領旧 C 編）が適用される船舶は、この改正の施行日以降、次に示す規定にこの改正を適用する。 検査要領 旧 C 編 付録 C6		